

2020年度山形大学
連合山形寄付講座(労働と生活)
「働くことについて考える
～労働組合の果たすべき役割とは～」

～本日お話しする内容～

- I. はじめに
- II. 労働をとりまく現状と課題
- III. 労働組合の目的と役割
- IV. 挑戦するあなたへ

2021年2月1日
公益社団法人 教育文化協会



講師の自己紹介

南雲 弘行(なぐも ひろゆき)

1951年9月21日 東京生まれ

【現職】

公益社団法人教育文化協会 理事長(2013年11月～)

公益財団法人国際労働財団 理事長(2013年12月～)

【略歴】

1970年4月 東京電力株式会社 入社

1991年6月 東京電力労働組合 中央執行委員

2003年6月 東京電力労働組合 中央副執行委員長 …単位組合(単組)

2007年9月 全国電力関連産業労働組合総連合 会長 …産業別労働組合(産別)

2009年10月 日本労働組合総連合会 事務局長 …ナショナルセンター

【公職】

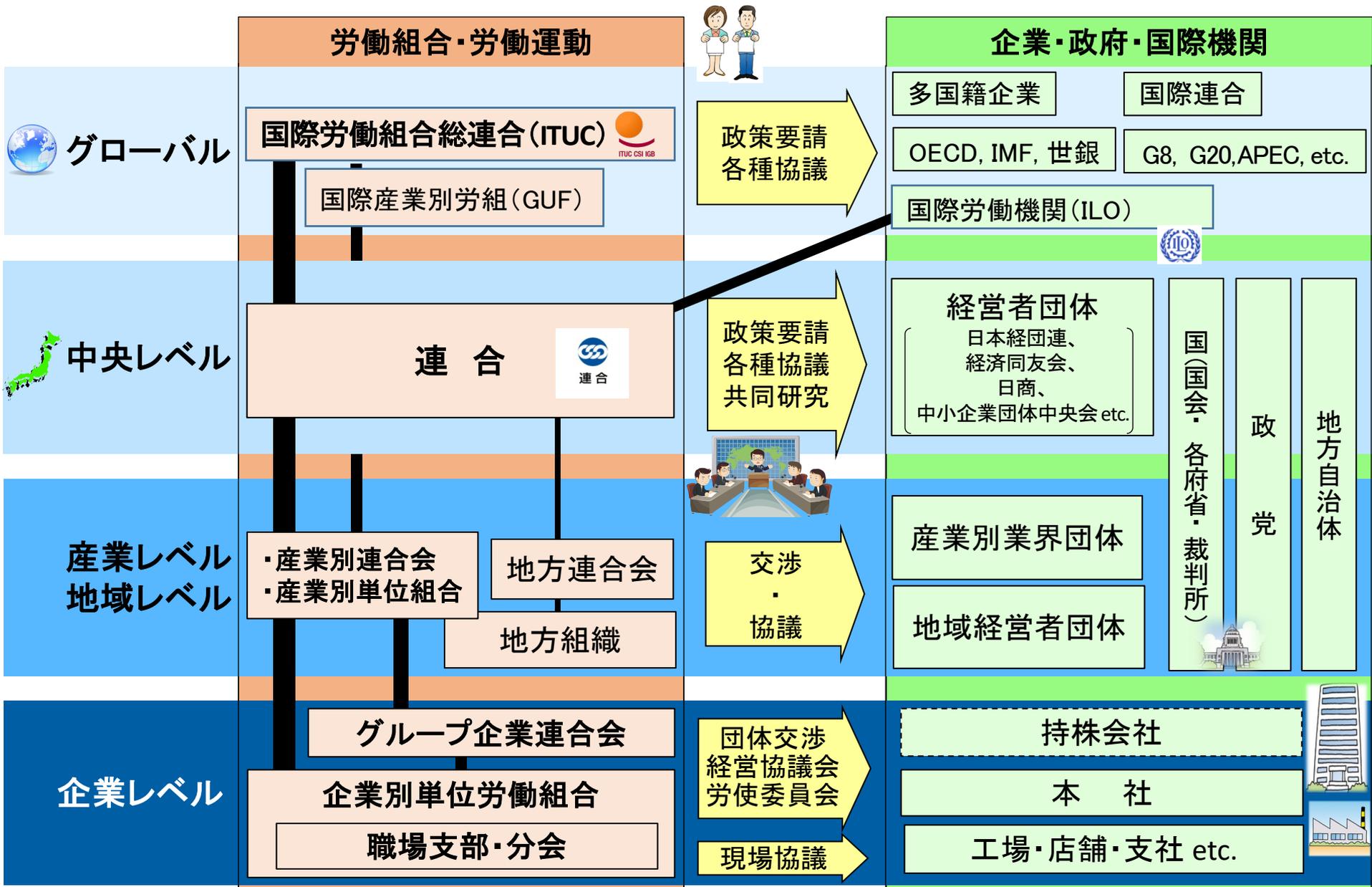
2005年10月 厚生労働省 労働政策審議会 委員

2013年4月 総務省 情報通信行政・郵政行政審議会 委員

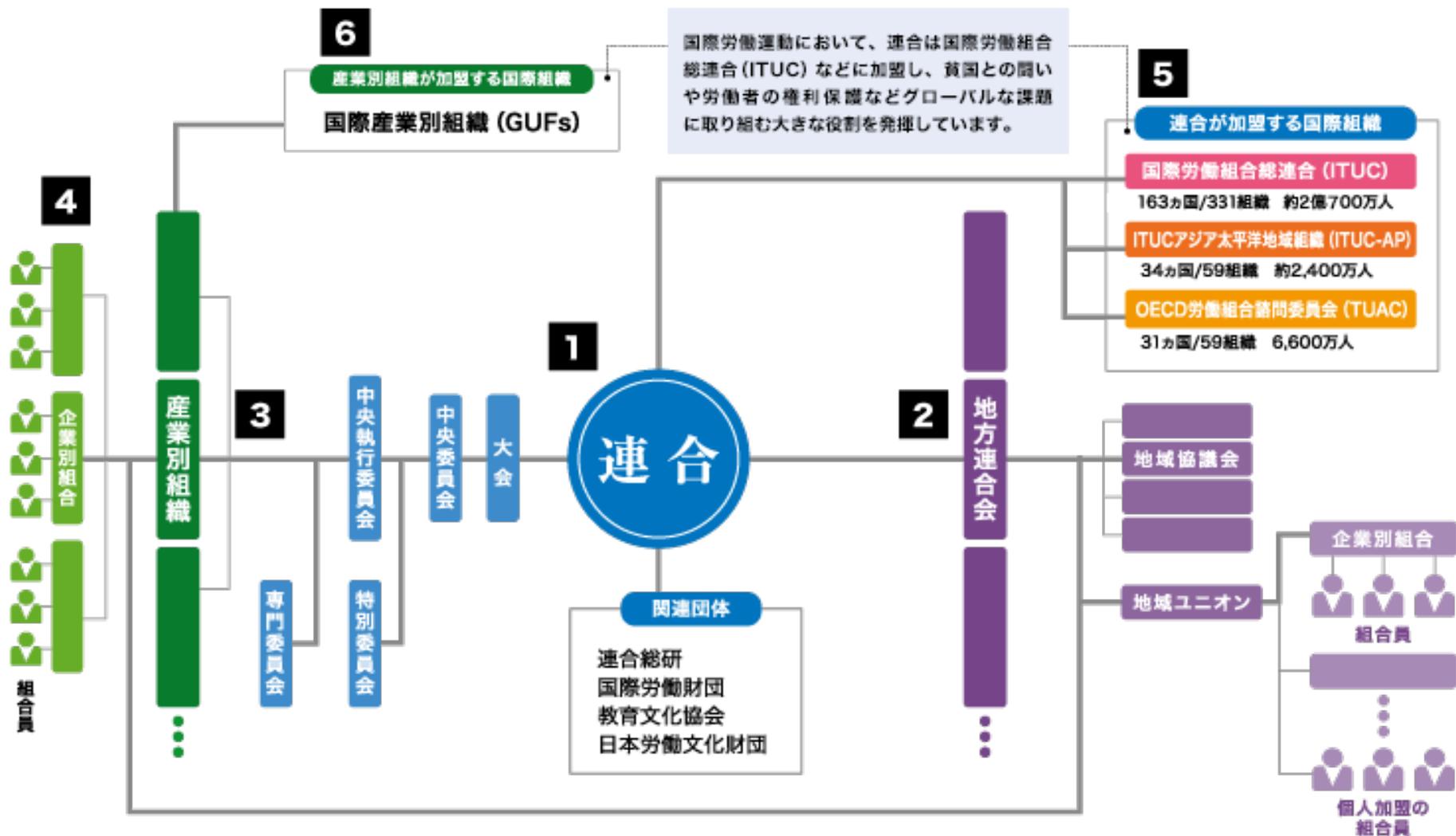


単組、産別、ナショナルセンターの説明は2～3ページをみてね！

I. はじめに～レベルごとに見た労使関係のイメージ



I. はじめに～ 連合とは

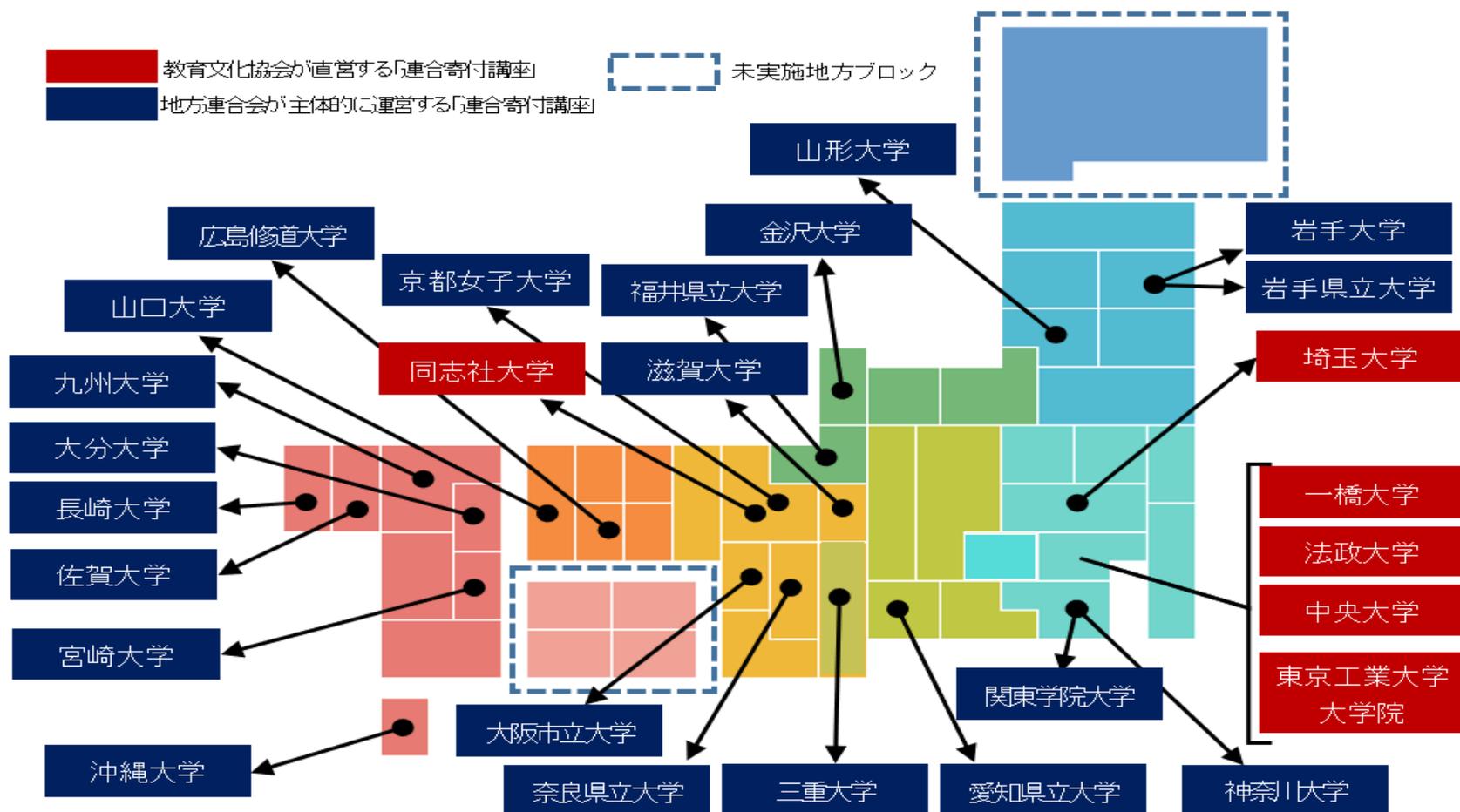


I. はじめに～連合寄付講座とは？

(1) 連合寄付講座の特徴

①「単位認定科目」と位置付け

②講座全般の企画・運営に労働組合が主体的にかかわる他に例を見ない講座



I. はじめに～連合寄付講座開設の課題認識とその目的

(1) 連合の課題意識

足下の課題	・労働組合組織率の低下 ・労働組合への関心、期待の低さ など
中長期的な課題	極めて重要な課題の1つに、“社会人予備軍”である学生に、 労働組合の存在とその役割、さらには労働運動の意義などについて、正しい理解をしてもらう ことがあります。

(2) 講座開設の3つの目的

- ◆ 学生が働くうえでの課題を具体的に理解し、その課題解決に向けて考える姿勢を培う
- ◆ 学生が労働組合の役割や労働運動の意義、企業のマネジメントの意義を自ら考える能力を養う
- ◆ 大学と労働組合との連携を強化し、双方の現代的ニーズに積極的に対応

Ⅱ. 労働をとりまく現状と課題

1. 背景：日本型雇用システムの歴史と変化

(1) 日本型雇用システムの歴史と特徴

◆戦後70年を迎え、激動する時代を乗り越えて我が国は経済大国として存在していますが、ここまで経済発展を遂げた理由の1つに「**日本型雇用システム**」(※1)が挙げられます。

《 ※1日本型雇用システム 》

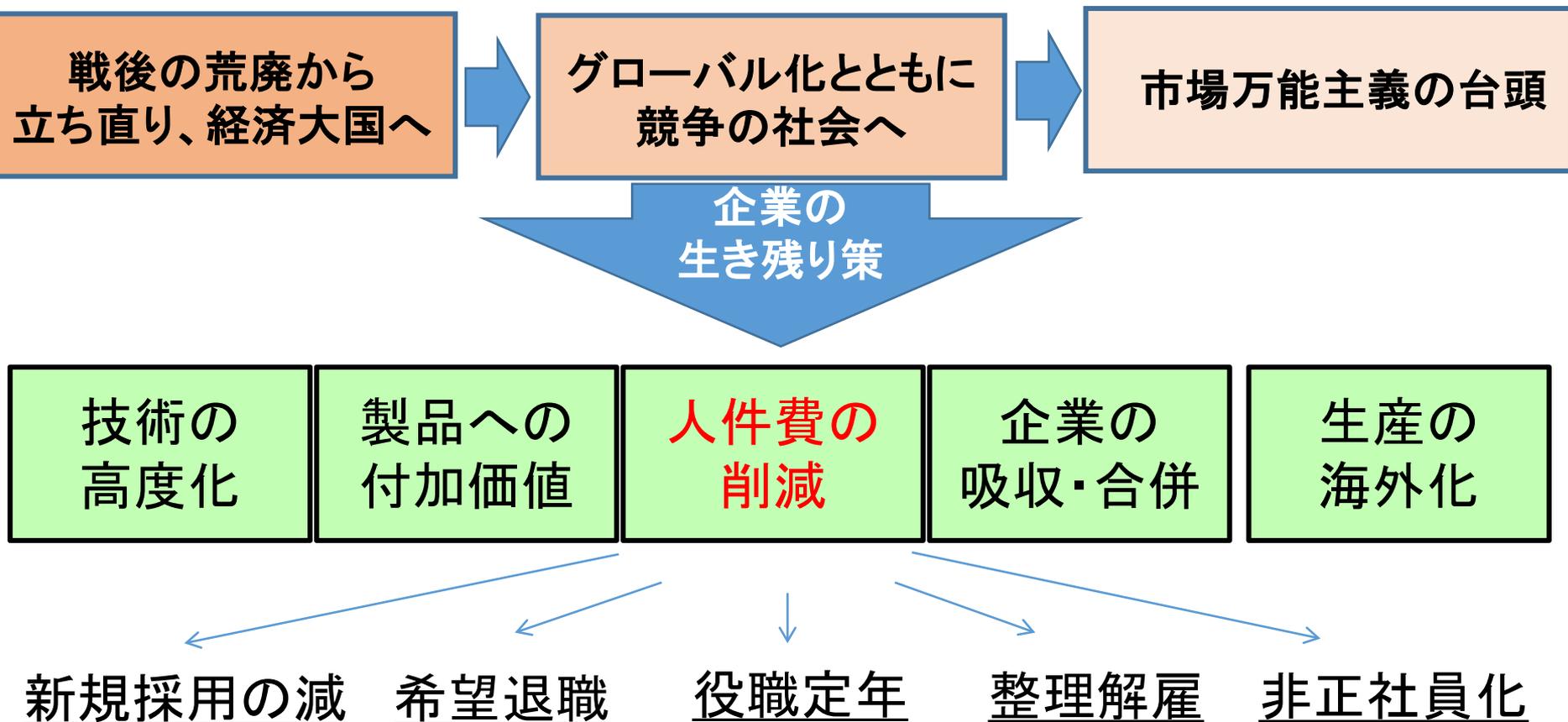
終身雇用

年功序列制

企業別労働組合

Ⅱ. 労働をとりまく現状と課題

(2) 日本型雇用システムの変化



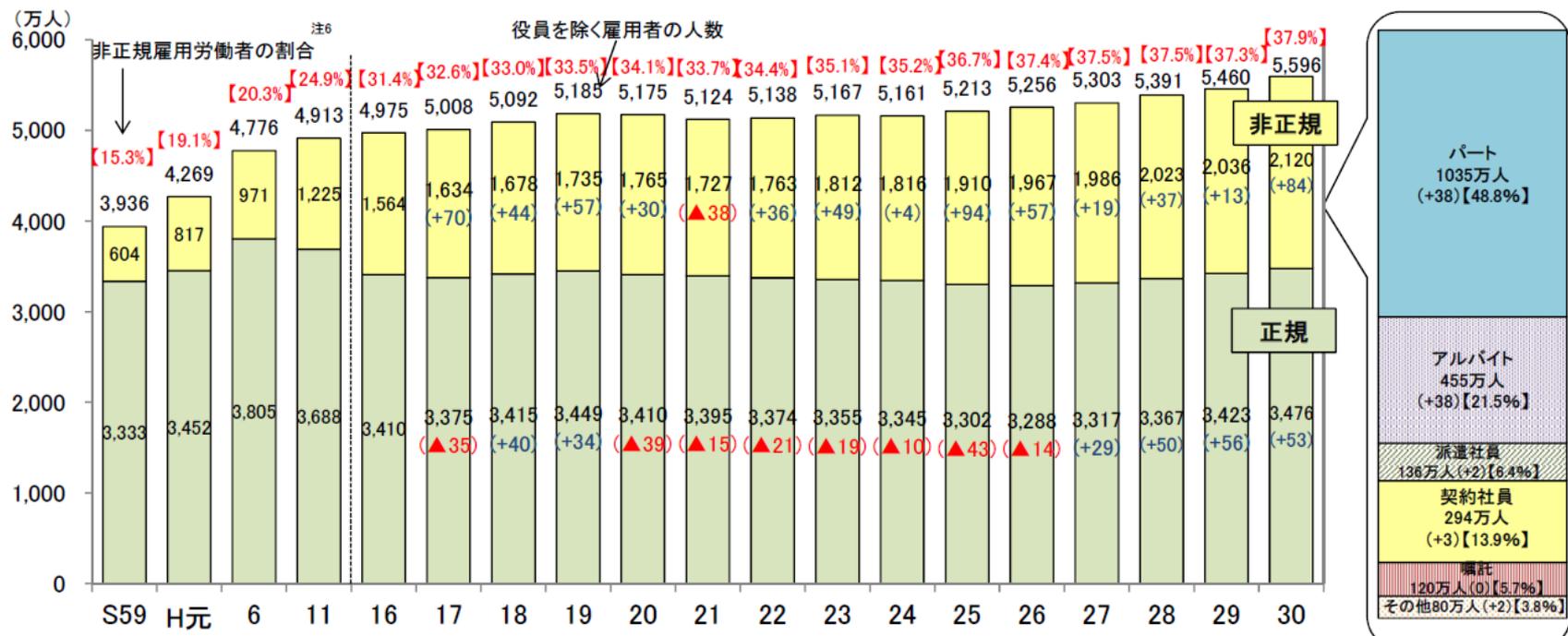
Ⅱ. 労働をとりまく現状と課題

2. 労働者の現状

◆ 雇用形態の多様化や人事制度等の見直しにより、職場や生活環境は大きく変化してきました。

(1) 雇用形態別労働者数

雇用形態別の推移



(出所) 厚生労働省「非正規雇用の現状と課題」

3. 「働くこと」について考える～「フィラデルフィア宣言」

◆フィラデルフィア宣言の4つの根本原則(※1)

1. 労働は、商品ではない
2. 一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である
3. 表現及び結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない
4. 欠乏に対する戦いは、各国内における不屈の勇気をもって、且つ、労働者及び使用者の代表者が、政府の代表者と同等の地位において、一般の福祉を増進するために自由な討議及び民主的な決定にともに参加する継続的且つ協調的な国際的努力によって、遂行することを要する

Ⅱ. 労働をとりまく現状と課題～労働者の権利

4. 労働に関する法律の歴史

- ◆1945年、敗戦と連合軍による日本占領、そして日本国憲法の公布を柱に財閥の解体や農地開放などの民主化政策が進められるとともに、労働運動の開放も行われ、**労働に関する法律が制定**されました。

【労働法制定の基礎となる憲法条文】

憲法25条（生存権）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

憲法27条（勤労の権利・義務）

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う

憲法28条（労働基本権の保障）

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する

5. 労働法とは

- ◆労働法は、労働者の権利を保護し生存を保障するための多くの法律の**総称**
簡単にいえば、「労働法」という法律はありません。
- ◆憲法28条(前頁参照)の**労働基本権の理念**に基づいて制定され、労使関係を規定し、**対等的労使関係の基礎**

Ⅱ. 労働をとりまく現状と課題～労働者の権利

◆労働法を体系的に整理すると、次の四つに分類されます。

「労働法」の領域イメージ

雇用関係法

労働者と使用者の個別関係
(雇用関係)を規律する法律

労働基準法※1、労働契約法、
男女雇用機会均等法、パートタイム労働法 など

労使関係法

使用者と労働組合との集団的な関係
(労使関係)を規律する法律

労働組合法※2 など

労働市場法

求職者(労働者)と求人者(使用者の
労働力の取引に関する労働市場を
規律する法律

職業安定法、労働者派遣法、雇用対策法 など

労働紛争解決法

労働関係から発生する紛争を
解決するための法律

労働関係調整法※3、個別労働紛争解決促進
法、労働審判法 など

(出所)「大学生のためのアルバイト・就活トラブルQ&A」 石田 眞・浅倉むつ子・上西充子著 (旬報社)
を参考にILEC作成

Ⅱ. 労働をとりまく現状と課題～労働者の権利

6. 労働者とは

◆一般的に、賃金等の収入によって生活する人を「労働者」と称しますが、各法律では次のとおり規定されています。

労働基準法 (第9条)

「職業の種類を問わず、事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」

労働組合法 (第3条)

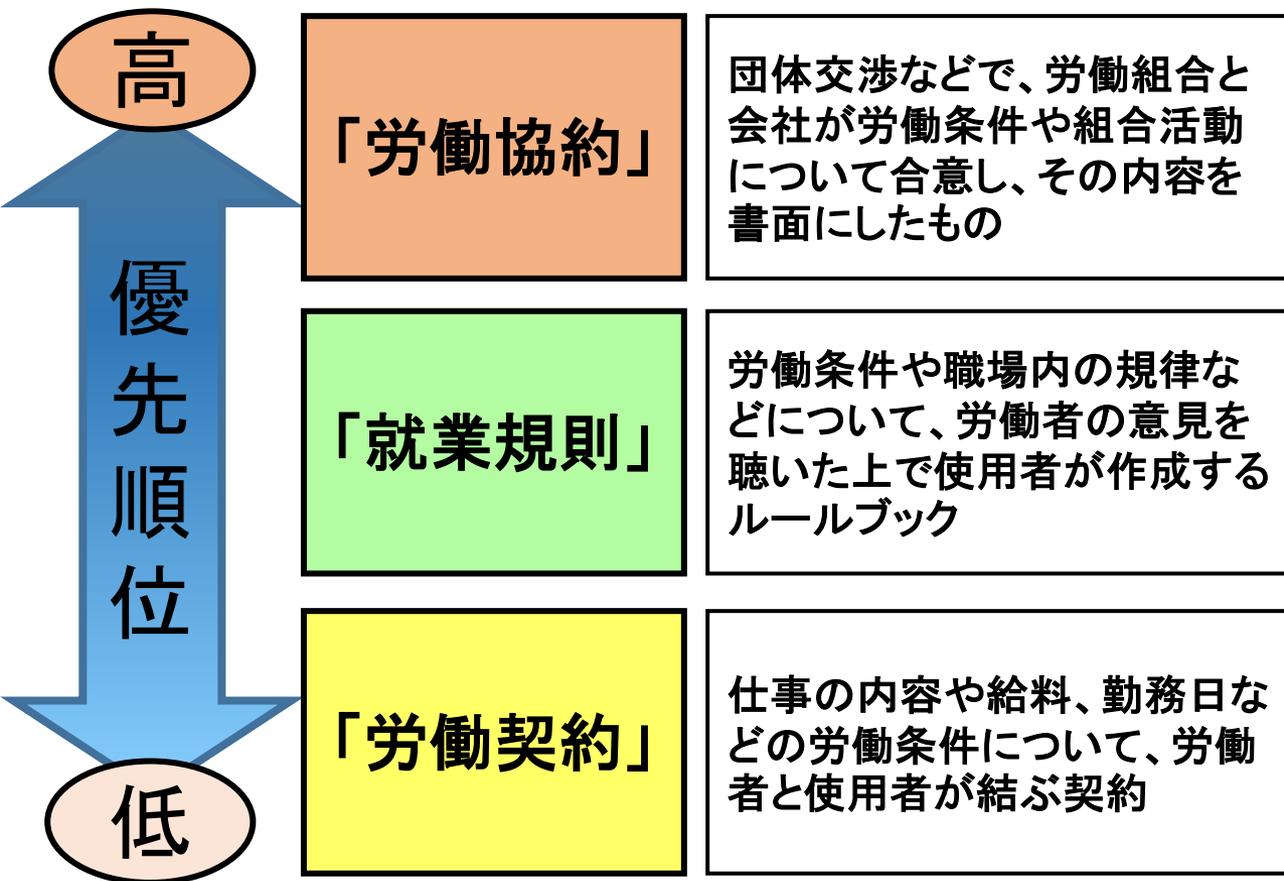
「職業の選択を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」

憲法 (第27・28条)

27条…「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」
28条…「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の」
⇒「労働者」ではなく、「勤労」もしくは「勤労者」と表現。

Ⅱ. 労働をとりまく現状と課題～労働者の権利

7. 労働協約と就業規則、労働契約等



【優先順位の根拠法】

[労働基準法第92条](#)、
[労働契約法第13条](#)

就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならない

[労働組合法第16条](#)

労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は、無効とする

[労働基準法第93条](#)、[労働契約法第12条](#)

就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする

労働基準法

- 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
- この法律で定める労働条件は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

Ⅲ．労働組合の目的と役割

1. 職場は労働者のためにある

法があるからと言って労働者が権利を行使できるわけではなく、働く者が団結し、労働組合があつてこそ、権利行使できる「労働組合の有用性」が重要です。

2. 「労働組合」とは何なのか

「労働組合」は、弱い存在である労働者が力を合わせて助け合つていこうと、自主的に組織化した団体。

Ⅲ．労働組合の目的と役割

- ◆働く仲間が助け合いの気持ちでつくった労働組合には次の目的と役割があります。

目的

- ・経済的な豊かさや精神的な豊かさを実現する
- ・家族を含めて生涯にわたる福祉を実現する
- ・万が一の時に困らない生活を実現する

役割

- ・働く条件をより良くするために経営者と交渉する
- ・経営者と協議し、労働協約を締結する
- ・会社の経営が健全であるよう、経営者に組合の意見を反映する
- ・目的達成のために、労働や暮らしに関わる法律を提唱する
- ・社会や世界全体を視野に入れて、公益のための行動を展開する

Ⅲ．労働組合の目的と役割

3. 使用者と労働者の関係

労働基準法
(第2条)

「労働条件は、**労働者と使用者が対等の立場**において決定すべきものである。」
※法の上では、「使用者(経営者)」と「労働者」の関係は「対等」です。

4. 建設的・相互信頼の労使関係

建設的・相互信頼の労使関係は、一つひとつの話し合いの積み重ねでしか築くことができません。



Ⅲ．労働組合の目的と役割

5. 労働組合＝職場が原点の労働運動

現場（職場）で起きている事件（問題）を会議室（使用者）に伝え、改善に取り組んでいくことが、労働運動の醍醐味です。

6. 「労使関係」が果たした3つの役割

1. 生産性向上と技術革新への柔軟な対応
2. 生活水準の高まりによる社会の安定形成
3. 多様な話し合いによる理解と協力

IV. 挑戦するあなたへ

1. 政治に関心を持とう

- ◆「働くということ」は政治と深く関わっています。
- ◆労働組合は政治活動に取り組んでいます。労働組合の目的を実現するためには、政治を変えていくことが不可欠だからです。
- ◆残念ながら、若者の投票率は低水準にあります。これでは政治に若者の意見を反映することができません。

衆議院議員総選挙における年代別投票率 平成29年（単位：%）

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	全体
40.49	33.85	44.75	53.52	63.32	72.04	60.94	53.68

（出所）総務省「国政選挙の年代別投票率の推移について」

2. 「働くこと」について考える

- ◆「人はなぜ働くのか」を考えることは、とても**難しい**。でも**考える価値**があります。
- ◆「人はなぜ働くのか」について、考えることや知ること、理解することは、**必ずあなたの力になり、勇気になります**。

連合は、「働くことは尊い行為」と位置づけ、
「働くことを軸とする安心社会」を提起



JTUC-RENGO



IV. 挑戦するあなたへ

2. 「働くこと」について考える

- ① 収入を得ることによって生活を維持すること
→ **生きていくための手段としての機能**を担う
- ② 仕事を通じて知識や技術を習得し、やりがいを持ち人生を充実させること
→ **自己実現を充足させる機能**を担う
- ③ 仕事を通じて得られる社会的地位や信用・信頼等の存在価値を証明すること
→ **人との交流や集団行動を通じて自己確立を図る機能**を担う

3. 「職場」にこそ幸せがある

◆ お金や物を得ることも、ひとつの幸せだと思います。しかし、「お金があれば全てに満足するか」と問われれば、答えに窮するとも思われます。

IV. 挑戦するあなたへ

4. 好きになることから始める

★すべての働く者が、希望する企業・職業に就けるわけではない。

- ◆人がその仕事を選択するには、いろいろな理由があります。
「資格を持っている」や「その仕事が好き」など明快な答えがある人もいれば、「生活のため」や「何となく・とりあえず」、「その会社しか採用がなかった」などの人もいるでしょう。
- ◆しかし、どんな仕事でも誰かの役に立ち、必要とされている仕事であり、ムダな仕事はひとつとしてありません。ですから、簡単ではないが選択したその仕事をまず「好き」になるよう努力していただきたいと思います。
- ◆好きになると仕事が楽しくなり、楽しくなると仕事が喜びとなり、人生もより豊かになります。
- ◆「その仕事が好きであること」、「志を持つこと」
それこそあなたがその仕事に誇りを持っている証拠です。

IV. 挑戦するあなたへ～企業を見分けるポイント

労働者の権利を知る

「働くみんなにスターターBOOK」(連合)
「ポケット労働法」(東京都労働産業局)
がおすすめ！



「就職四季報」でチェック

企業規模に比べて募集人員が
過大離職率が高い



問題がある項目は隠してしまえ…



有給休暇消化年平均
も確認しよう



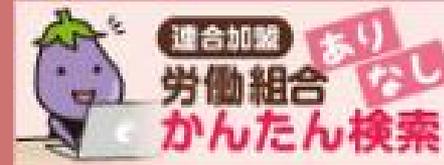
OB・OG訪問

実際に働いている先輩に話を聞いて
みよう！



労働組合の有無

働き続けられる環境改善に取り
組む労働組合があると安心！



「連合」は、全力で働く仲間を支援しています。

ご清聴ありがとうございました。



《 P R 》

採用時や働く中で「おかしいな」と感じたら、
連合に相談できることを知っておいてください。
「おかしいな？」と思ったら、

いこうよ れんごうに
0120 - 154 - 052
で相談に応じています！

